

第1 施設運営主体

| | |
|------|-----------------|
| 名称 | 北名古屋市 |
| 所在地 | 北名古屋市西之保清水田15番地 |
| 電話番号 | 電話 0568-22-1111 |
| 代表者 | 市長 太田 考則 |

第2 利用施設

| | |
|--------|---|
| 施設の種類 | 保育所 |
| 施設の名称 | 北名古屋市立徳重保育園 |
| 施設の所在地 | 北名古屋市徳重中道32番地 |
| 連絡先 | 電話 0568-21-0274 |
| 管理者 | 園長 長谷川 寿実 |
| 開設年月日 | 昭和31年 9月 1日 |
| 開設時間 | 7:30~19:00 |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |
| 利用定員 | 4月2日時点で 満3歳以上の児童 89人 4月2日時点で 満1歳以上満3歳未満の児童 33人 |

第3 施設の目的・運営方針

北名古屋市立徳重保育園（以下「当園」という）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育提供を行うことにより、すべての子どもが、健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。
- (2) 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、保育を提供するよう努める。
- (3) 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、小学校、他の保育施設等、地域子ども支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

第4 提供する保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、保育を提供する。

第5 施設・設備等の概要

(1) 施設

| 事業開始年月日 | 敷地面積 | 建物延面積 | 構造 |
|-----------|-------|----------|---------------|
| 昭和31年9月1日 | 3208㎡ | 1258.60㎡ | 鉄筋コンクリート造2階建て |

(2) 主な設備

| 設 備 | 部屋数 | 備 考 |
|-------|-----|---|
| 乳 児 室 | 3室 | いちご組（1歳児クラス） みかん組（1・2歳児クラス） めろん組（2歳児クラス） |
| 保 育 室 | 5室 | きりん・ぞう組（5歳児クラス） ぱんだ（4歳児クラス） りす・うさぎ組（3歳児クラス） |
| 遊 戯 室 | 1室 | |
| 給 食 室 | 1室 | |
| 医 務 室 | 1室 | |
| 職 員 室 | 1室 | |

第6 職員の配置状況

当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

| 職 種 | 員 数 | 常 勤 | 非常勤 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 園 長 | 1 | 1 | | |
| 副園長 | 1 | 1 | | |
| 保育士 | 26 | 12 | 14 | |
| 用務員 | 4 | | 4 | |

※その他必要に応じて職員を配置しています。

第7 職員の勤務体制

| 職 種 | 勤務時間 | 備 考 |
|-----|-------------|------|
| A勤務 | 7:30~16:15 | 早番勤務 |
| B勤務 | 8:00~16:45 | 早番勤務 |
| C勤務 | 8:30~17:15 | 通常勤務 |
| D勤務 | 9:45~18:30 | 遅番勤務 |
| E勤務 | 10:15~19:00 | 遅番勤務 |

第8 保育を提供する日

- (1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
- (2) 前項の規定に関わらず、保育の提供を行う上で必要があるまたはやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に保育を提供することがあります。
- (3) 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがあります。

(4) 退所日は、原則月末となります。

第9 保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。実際保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

(2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は就労時間その他保育を必要とする時間帯を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から19時までの範囲内で延長保育を提供いたします。

(3) クラス別を主体とした保育は、8時30分から15時30分までです。その後は順次降園します。16時から16時30分は、異年齢保育で降園を待ちます。土曜日は異年齢保育を行います。

(4) 保護者が休日などで在宅している園児の保育時間は、原則として保育の必要な事由に欠ける状態であることから、保育時間はクラス保育の時間とします。

(5) 入園後、一週間程度お子さんの状態に合わせたお迎えも可能です。

(6) 心身に障害のある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第10 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針に基づき、園児の心身の状況に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。保育園では、次のことを大切に考え、保育をします。

(1) 子どもは人との関わりの中で育ちます

子どもはそれぞれの個性を持って保育園に入園してきます。その姿をまるごと受け止め、一人一人に寄り添い、「先生大好き」の信頼関係を作りながら、どの子も安定した園生活が送れるようにします。

また、同年齢や異年齢集団の中で、「友達を認める心」「認められる喜び」を経験しながら、自尊心を高め、人としての基本を学びます。

(2) 子どもは毎日の生活の中で安心と安定を得て育ちます

毎日の繰り返しの生活の中で、基本的な生活習慣が身につくと、一日の生活の流れを見通して意欲的に行動できるようになります。「トイレが一人でできた」「自分で服を着ることができた」という達成感や、自立心を育てます。

また、手伝いや小さい子の世話をするなど様々な経験は、自信や満足感を育て、またやってみようという意欲につながります。

(3) 子どもは遊びの中で育ちます

保育園では、全身を使って思い切り遊ぶことを大切にしています。「おもしろい」「たのしい」「もっとやりたい」と夢中になって遊ぶことで、子どもにバランスのとれた心と体、五感が育ちます。

また、遊びの中でいろいろな知恵や能力が培われ、人との関わり方、生きるための基礎的な力が育まれていきます。

(4) 子どもはいろいろな体験を通して学びます

小動物や昆虫の飼育、花や野菜の栽培、散歩などの体験は、自然や社会との関わりを通して、興味関心を高め、探究心や知的好奇心を育てます。

また、絵本、人形劇、音楽などの文化や伝承遊びは、豊かな感性や表現する力を育み、創造性の芽生えを子どもに培っていきます。

(5) 保育園・家庭・地域が一体となる子育てを支援します

保育園は、地域の遊び場や交流の場として開放し、子育て相談や情報提供などの支援を行い、子どもの健やかな成長を保護者と一緒に考えていきます。

また、さまざまな地域との交流活動を行います。中でも、小学校との交流は、憧れを育み、期待を就学へとつなげていきます。

地域全体で手をつなぎ、子育てを支え子どもの健やかな成長を見守っていきます。

(6) 保育園の一日

※ 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し、宗教食の配慮もします。

※ 4・5歳児は夏期のみ午睡します。

| 時 間 | 3・4・5 歳 児 | 時 間 | 0・1・2 歳 児 |
|-------|-----------------------------------|-----------|----------------|
| 7：30 | 早朝保育 異年齢保育 | 7：30 | 早朝保育 異年齢保育 |
| 8：30 | クラス保育 | 8：30 | クラス保育 健康観察 |
| 9：00 | 健康観察 持ち物整理 生活(手洗い うがい 排泄など) | 9：00 | 生 活 遊 び おやつ |
| 11：30 | 遊 び 散 歩 食事準備 食 事 | 10：00 | 遊 び 散 歩 |
| 13：00 | 午睡 [3歳児 年 間 4・5歳児 6月～9月上旬 | 11：30 | 食 事 |
| 14：30 | 生 活 遊 び おやつ準備 おやつ 降園準備 健康観察 | 12：30 | 午 睡(年間通して実施) |
| 15：30 | 順次降園 | 14：30 | おやつ 遊 び |
| 16：00 | 異年齢で降園を待つ | 降園準備 健康観察 | 順次降園 |
| 16：30 | 夕方保育 | 15：30 | 夕方保育(異年齢保育) |
| 18：30 | 延長保育 | 16：00 | 延長保育 |
| 19：00 | | 16：30 | |
| | | 18：30 | |
| | | 19：00 | |

(7) 年間行事計画

保育園では、生活に張りとしきさを作するために、いろいろな行事を行っています。予定ですので、中止・変更する場合があります。

| 月 日 | 行 事 名 |
|-----|----------------------------|
| 4月 | 保育始め 入園式 子どもの日の集い |
| 5月 | 保育参観及び個人懇談会 |
| 6月 | 社会見学(年長組)(7月実施の場合あり) プール開き |
| 7月 | 七夕まつり 夏まつり(保護者会主催) |
| 8月 | プール終了 |
| 9月 | 祖父母の集い |
| 10月 | 運動会(幼児組) 遠足(幼児組) 個人懇談会 |
| 12月 | 保育参観(幼児) クリスマス会 |
| 1月 | 新年子どもの集い 保育参観(乳児) |
| 2月 | 節分 |
| 3月 | ひなまつり お別れ会 卒園式 保育終了 |

※保護者による保育参加を計画しています。詳細は手紙にてお伝えします。

(8) 給食の提供

ア 3歳児未満・3歳児以上に分けて、管理栄養士が作成した献立を基に実施し、食事は主食・副食・牛乳の完全給食です。献立表は、北名古屋市のHPでご覧いただけます。降園時サンプルを昇降口に展示します。食物アレルギーがある場合は、医師の指導に基づきご相談させていただきますので、お申し出ください。

イ 土曜日については、3～5歳児は昼食及び、午後3時を超えて保育が必要な場合のおやつを持参していただきます。1～2歳児は、昼食は保育園で用意しますが、午後3時を超えて保育が必要な場合のおやつについては、持参していただきます。

(9) 障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な児童を保育所で受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

心身に障害のある園児の受け入れは、面接及び幼児教育・保育支援委員会において検討したうえで入園となります。

第11 利用料金

(1) 保育料

ア 3～5歳児

保育料無償化に伴い負担無し。

イ 1～2歳児

所得に応じて負担。(生活保護世帯・里親・住民税非課税世帯については、無償化対象。)

(2) 給食費

ア 3～5歳児

月～金曜日の給食費は一か月当たり6,000円徴収します。ただし、生活保護世帯、

里親、年収360万円未満相当世帯の児童及び全ての世帯の第3子以降の児童については徴収を免除します。

※土曜日については昼食及び、おやつを持参していただきます。

イ 1～2歳児

保育料に給食費が含まれています。

※土曜日の昼食については、保育園で用意しますが、午後のおやつについては、持参していただきます。

第12 利用の就労に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児の保護者が、利用の基準に該当しなくなったとき
- (2) その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第13 健康管理に関する事項

(1) 健診等について

- ・ 保育園では、内科・歯科・眼科健診・尿検査を行います。

(2) 感染症について

- ・ 感染症またはその疑いがある時は、医師の指示に従い、全快するまで登園させないようにしてください。(詳しくは下記の表参照)
- ・ 登園時は、北名古屋市感染症治癒証明書を提出してください。証明書は保育園にあります。

【感染症の登園基準】 主治医の診断を受けてから登園してください。

| | 病 名 | 登 園 の 基 準 |
|----|--------------|--|
| 1 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで 【治癒証明書の提出は不要】 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで【治癒証明書の提出は不要】 |
| 3 | 百日せき | 特有のせきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 4 | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| 5 | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 6 | 風疹 | 発疹が消失するまで |
| 7 | 水痘(みずぼうそう) | すべての発疹が、かさぶたになるまで |
| 8 | 咽頭結膜熱 | 主な症状(発熱・咽頭炎・結膜炎)が消退した後2日経過するまで |
| 9 | 結核 | 医師の許可がでるまで |
| 10 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |

◎他に腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、ウイルス性肺炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、RSウイルス感染症、突発性発疹、带状疱疹等があります。その他、集団感染の恐れがある場合、クラス閉鎖があります。

※ 症状により学校医、その他医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

- (3) 怪我について
- ・ 小さな擦り傷などの怪我は、伝言しないこともありますのでご了承ください。
- (4) 与薬について
- ・ お子さんの薬については、本来保護者の方が与えていただくものですが、緊急やむを得ない理由で保護者の方が困難な時には、保育園にご相談ください。
- (5) その他健康管理について
- ・ 発熱（おおむね37.5℃以上）、下痢、嘔吐などの体調不良時は、登園を見合わせてください。
 - ・ 保育中に発熱、発病、怪我などの場合は連絡しますので、すみやかに迎えにきてください。
 - ・ 年長児希望者は、フッ化物洗口を行います。

- (6) 園医
- | | | | |
|------|-------------|---------|-----------|
| 《内科》 | かねここどもクリニック | 25-0081 | 鹿田西赤土86 |
| 《眼科》 | にしはる眼科クリニック | 26-7122 | 西之保立石3 |
| 《歯科》 | となりの歯科・矯正歯科 | 21-4488 | 鍛冶ヶ色高塚155 |

- (7) 病児・病後児保育
- 病時期、病気回復期で集団生活が困難な場合に、市内の医療機関である師勝クリニックで、一時的に保育します。ご利用に際しては、師勝クリニックへ、又制度に関しては北名古屋市役所子育て支援課にお問い合わせください。（有料）

- (8) 災害共済給付制度への加入
- 保育園では、在園する乳幼児の不慮の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害救済給付契約を結んでいます。災害救済給付は、保育園の管理下において乳幼児が災害に遭った場合、見舞金の給付を保護者に対して行う制度です。
- ・ 共済掛金は、北名古屋市が負担しています。
 - ・ 給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、またはこれに基づく法令（政令、省令、通達）に定められており、事故の状況等により審査の上決定されます。

- (9) 緊急時等の対応方法
- 保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。

第14 非常災害時の保育の実施について

非常災害時には児童の安全確保のため安全で速やかな行動がとれるよう情報収集に努めていただくとともに、お迎えのご協力をお願いします。

保育を実施する場合でも、道路・橋の破損等で安全に登園ができない場合は、登園を見合わせてください。（保育園へ連絡をお願いします。）

給食の提供がない場合、家庭で昼食を済ませてから登園するようお願いします。

(1) 北名古屋市に暴風（雪）警報が発令された場合

名古屋地方気象台から暴風(雪)警報が発表された場合の保育の実施は以下のとおりです。

| 発令 | 保育の実施 | |
|-----|--------------------------|-----------------------------|
| 登園前 | 午前6時30分までに警報が解除されたとき | 平常どおり保育を実施します。 |
| | 午前6時30分～10時までに警報が解除されたとき | 警報解除後2時間を経てから保育を実施します。【給食有】 |

| | | |
|-----|--|-----------------------------|
| | 午前10時～11時までに警報が解除されたとき | 警報解除後2時間を経てから保育を実施します。【給食無】 |
| | 午前11時以後も警報が継続している場合 | 保育を実施しません。 |
| 登園後 | 安全に帰宅できると判断した場合、保育を中止してすみやかに降園させます。保護者には、『緊急メール配信』等によりお迎えを依頼します。保護者が迎えに来られない児童については、保育園で保護します。 | |

(2) 北名古屋市から避難情報が発令された場合

北名古屋市から警戒レベル3以上の避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）が発表された場合の保育の実施は以下のとおりです。

| 発令 | 保育の実施 | |
|-----|--|--------------------------------|
| 登園前 | 午前6時30分までに避難情報が解除されたとき | 平常どおり保育を実施します。 |
| | 午前6時30分～10時までに避難情報が解除されたとき | 避難情報の解除後2時間を経てから保育を実施します。【給食有】 |
| | 午前10時～11時までに避難情報が解除されたとき | 避難情報の解除後2時間を経てから保育を実施します。【給食無】 |
| | 午前11時以後も避難情報が継続している場合 | 保育を実施しません。 |
| 登園後 | 安全に帰宅できると判断した場合、保育を中止してすみやかに降園させます。保護者には、『緊急メール配信』等によりお迎えを依頼します。保護者が迎えに来られない場合、保育園で保護します。保育を再開する場合、『緊急メール配信』等により園から連絡をします。 | |

(3) 北名古屋市で強い地震が発生した場合

北名古屋市で震度5強以上の地震が発生した場合の保育の実施は以下のとおりです。

| 発生 | 保育の実施 | |
|-----|---|--|
| 登園前 | 臨時休園とし、園の安全が確認できるまでは保育を実施しません。安全に保育が提供できると判断される場合、各園の判断で保育を再開します。保護者には、『緊急メール配信』等により園から連絡をします。 | |
| 登園後 | 安全に帰宅できると判断した場合、保育を中止してすみやかに降園させ、保育園を臨時休園します。保護者には、『緊急メール配信』等によりお迎えを依頼します。保護者が迎えに来られない場合、保育園で保護します。園の安全が確認できるまでは保育を実施しませんが、安全に保育が提供できると判断される場合、各園の判断で保育を再開します。保護者へは、『緊急メール配信』等により園から連絡をします。 | |

(4) その他

ア 台風、集中豪雨、地震等の非常時における通園路や地域の危険箇所等を、日頃から熟知しておいてください。

イ 災害情報の確認

市役所のホームページで、災害時の情報が確認できます。

第15 苦情の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けています。

| | | |
|----------|------------------------------|-------------|
| 市役所保育課 | 苦情解決責任者 保育士長 | TEL 22-1111 |
| 当園苦情相談窓口 | 苦情受付担当者 園長 | TEL 21-0274 |
| 第三者委員 | ※第三者委員は、園に掲示してありますのでご確認ください。 | |

第16 その他留意していただきたいこと

- (1) 保育を必要とする事由(就労先等)や家庭状況等が変更になる場合は、すみやかに園長、副園長、担任保育士にお申し出ください。必要に応じ、支給認定の変更申請(届)の提出が必要です。
- (2) 登降園の際、必ず大人が付き添い、幼児は門内(早朝保育の場合は部屋)まで、乳児は部屋まで送ってきてください。
- (3) 迎えの人が変わる場合や迎えの時間に遅れる場合は、必ず連絡をください。連絡がない場合は、保護者と確認が取れるまで園児はお渡しできません。
- (4) 欠席される場合は、必ず連絡をください。 徳重保育園 TEL21-0274
- (5) 交通安全に心掛け、ゆとりを持って登降園させてください。
- (6) 保育時間中、電話による担任の呼び出しは、出来るだけご遠慮ください。
- (7) 開所時間中に、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合は閉所します。保育所に対して至急連絡を取る必要が生じた際には、北名古屋市役所(Tel22-1111)へご連絡ください。(市役所閉所時間は宿直対応になります。)

【別表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目 | 金額 |
|--|-----------|
| 出席ノート(幼児) | 325円 |
| 乳児れんらくノート | 185円 |
| パステル | 605円(新園児) |
| 粘土 | 350円(新園児) |
| 保護者会費 | 800円 |
| その他、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育所の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児によって明らかにした上で、ご説明します。 | |

※ 金額の変更や上記以外の実費徴収の必要がある場合には、あらかじめ、その内容、負担を求める理由及び目的、金額について、書面によって明らかにした上でご説明します。

2 延長保育事業にかかる利用者負担

(1) 延長保育にかかる利用者負担

| 項 目 | 区 分 | 金 額 |
|---------|-------------------------|-----------|
| 延長保育利用料 | 18時30分以降保育 生活保護世帯は除く | 月額 1,000円 |